

独立行政法人福祉医療機構年度計画

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関となることを目指して、適切な業務運営に努めることとする。

平成20年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成20年3月31日

平成20年6月30日改正

独立行政法人福祉医療機構

理事長 長野 洋

第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 第1期中期計画に引き続き、事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の運用の効率化、有効性の向上を図るため、次の取組を行う。

継続的な業務の質の向上・業務改善を推進するための業務管理の仕組みであるISO9001の認証更新

QMS文書体系の再構築

業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理

また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。

さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコスト分析の実施に向けて検討する。

(2) ALM(資産負債管理)システムを活用して、貸付事業に係る財務構造の状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。

(3) 情報資産の安全確保等の観点から、「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、更なる強化を図る。

また、職員が保有個人情報の取扱いについて理解を深め、適切に管理できるようにするため、職員に対し必要な研修等を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。

福祉保健医療情報サービス事業の業務・システム効率化及び運用保守コストの削減を図るため、システム刷新に着手する。

退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務の外部委託業務の適正な管理を行うため、システム運用保守業務と入力作業等の委託業務の分割調達に着手する。

福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の推進を図る。

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外のシステムについても効率化に向けて計画的なシステム改修及び機器・ソフトの導入等を行う。

(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者(CIO)及び情報化統括責任者(CIO)補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムを改善し、プログラムに基づき研修を受講する。

(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るた

め、情報化統括責任者（ＣＩＯ）補佐官及び情報管理担当部署による職員研修等を計画的に実施する。

2 経費の節減

（１）質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。

（２）契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

（３）業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。

（４）一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努める。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。

併せて、機構の給与水準について、その妥当性に係る検証結果や適正化に向けた取組状況を公表する。

第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（参考）

区 分	平成 2 0 事業年度
	千円
貸付契約額	173,500,000
資金交付額	163,700,000

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該融資方針に基づいた事業を実施する。
- (2) 国の要請等に基づき、療養病床の再編、障害者の就労支援、消防法施行令改正に伴う消防用設備の整備等に係る事業への融資を、優遇措置等を講じて実施する。
- (3) 事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、さらにわかり易い諸手引き等の作成・提供などを行い、利用者サービスの向上を図る。
また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。
- (4) 協調融資制度の対象範囲を福祉貸付全体に拡大するとともに、制度についての周知等を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

（参考）

区 分	平成 2 0 事業年度
	千円
貸付契約額	176,600,000
資金交付額	170,100,000

- (1) 医療貸付事業については、医療制度改革に対応し医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。
また、平成 2 1 年度からのガイドラインの施行に当たり、制度の円滑な移行のための周知活動を実施する。
なお、病院の機械購入資金、薬局、衛生検査所、施術所、歯科技工所、疾病

予防運動施設及び温泉療養運動施設の整備・運転に係る融資を廃止する。

- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の長期運転資金を災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う緊急的なものに限定する。

さらに、療養病床の再編を推進するため、療養病床転換に係る貸付条件の優遇などの支援策を実施する。

- (3) 受託金融機関への業務の指導を強化する実務者研修の実施や、全国数か所で融資相談会を開催するとともに、事業計画検討中の者については、必要に応じ、融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図り、利用者サービスの向上に努める。

さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案を行う。

- (4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、審査期間に関する中期計画を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、第三者評価結果を融資審査に活用する。

また、資金交付時期に関する中期計画を達成するため、資金交付業務の迅速化に努める。

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の引下げを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ縮減する。

福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。

政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。

- (2) リスク管理債権の適正な管理

貸付先の経営情報を継続的に収集し分析を行う。

また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。

貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要を鑑み、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。

また、20年度に創設した「療養病床転換支援資金」等融資制度については、貸付関係部と連携を図り、積極的に取り組む。

毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成20年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。
- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成20年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- (3) 年次計画案の策定と併せて、以下の施設種別の簡易経営診断を平成20年度中に開始する。
 - 老人デイサービスセンター
 - 一般療養中間型病院
- (4) 個別経営診断については、平成20年度に延べ280件以上の診断を実施する。
- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 年次計画案の策定と併せて、平成20年度中に、以下の対象施設経営指標の拡大を段階的に図る。
 - 認知症グループホームの経営指標の作成
 - 保育所にかかる経営情報収集開始
 - 社会福祉法人全体にかかる経営情報収集開始
- (7) 安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての調査・研究を行う。
- (8) 経営改善支援事業の重点化に向けて、現行の施設類型を踏まえ、施設の経営実態・改善手法等に関し、調査の年次計画案を作成し、これに従って調査を行

い、その結果を取りまとめる。

- (9) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

5 長寿・子育て・障害者基金事業（透明で公正な助成の実施）

長寿・子育て・障害者基金事業については、国から出資を受けた長寿・子育て・障害者基金の運用益（独立行政法人福祉医療機構法の一部を改正する法律（平成16年法律第139号）による改正後の独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）附則第11条第1項に基づく場合にあっては、基金の一部を取り崩すことにより得られた利益とする。）を用いて、独創的・先駆的な活動など民間の創意工夫を活かしたボランティア団体等における自発的な福祉活動に対し、次に掲げる方針により、平成19事業年度分の助成事業の適切な評価、平成20事業年度分の助成事業の適正な実施、並びに平成21事業年度分の助成事業の募集及び選定の適正な実施に努めることとする。

- (1) 長寿・子育て・障害者基金の助成事業（以下「基金助成事業」という。）の募集に当たっては、外部有識者からなる基金事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、平成19事業年度に実施した事後評価結果等を踏まえ、平成21事業年度助成方針を定め、当該事業年度募集要領等に明記する。

平成21事業年度分の助成にあたり、重点助成分野については、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即して、各基金ごとに、同事業の目的にふさわしい分野を設定し、当該事業年度募集要領等に明記する。

幅広く助成配分する観点から、必要性や効果を十分考慮し、平成21事業年度において、重点助成分野の見直しを行う等、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避についての方策をたてる。

- (2) 平成21事業年度の基金助成事業の選定に当たっては、審査・評価委員会において、平成19事業年度分の事業評価の成果も踏まえ、次の内容を明記した平成21事業年度分の選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。

なお、地域の実情に即したきめ細かな事業（以下「地方分」という。）の推薦に均一性を確保するため、平成20事業年度において、都道府県・政令指定都市社会福祉協議会を対象とした事務説明会を開くほか、必要に応じて事務指導を行うものとする。

助成事業の選定にあたっては、公平性及び透明性を確保するため、外部有識者からなる「審査・評価委員会」において選定するものとし、地域におけ

る独創的・先駆的事業（以下「特別分」という。）及び地方分における複数年助成等特別な場合を除き、単年度限りとし、全国的な効果を期待して実施する事業（以下「一般分」という。）については、事業内容や全国への波及効果等をよく勘案したうえで、選定方針等の見直しを行うものとする。

特別分及び地方分については、事業継続の能力及び意向を重視した審査、選定を行い、事後評価において、中期目標期間内に、特別な場合を除き、平均して85%以上の事業が助成終了後も継続されるように事業を選定するものとする。

一般分については、事業の積極的な普及啓発の観点から、事業内容や事業の波及効果等に重点を置いた審査を行うとともに、特別分及び地方分について、優先的な採択を行うことにより、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が独創的・先駆的事業等であるものとする。

- (3) 平成20事業年度において、助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、特別分助成金の各種提出書類（助成金交付要望書、助成金交付申請書、概算払請求書及び事業完了報告書等）にかかる電子申請システムを構築し、試行的に運用を開始する。
- (4) 平成20事業年度分の助成金交付申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (5) 安全で安定的な運用収益を確実に上げるための運用方法を検討し、計画的に導入する。
- (6) 経済情勢や市場状況に関する情報を不断に把握し、安全確実に、かつ、効率的な運用を行い、長期金利の指標である国債の平均金利を上回る運用収益を上げる。

6 長寿・子育て・障害者基金事業（事後評価と助成事業の成果の普及）

- (1) 事後評価制度の効率的かつ効果的な運用を図るため、平成20事業年度において、評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を定め、当方針に基づき、事後評価を実施する。

特に、事後評価のうち、助成団体へのヒアリングを通して行う評価については、平成20事業年度において100事業以上実施するものとする。
- (2) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体が利用し易い基金助成制度とするため、平成21事業年度の募集要領、選定方針等に反映するなど、基金助成制度の継続的な改善に活用する。
- (3) 基金助成事業の効果を高めるため、平成20事業年度においては、活動団体

の事業企画などに関する相談に応じられるよう調査・研究を行うとともに、職員の専門性の向上を図るための研修を計画的に行う。

(4) 助成事業の事後評価後においても、平成20事業年度において、1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらに数年後にもフォローアップ調査を計画・実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を平成21事業年度の募集要領及び選定方針等に活かす。

(5) 事後評価結果等を踏まえ、平成20事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページや広報誌などで公表し、広く周知を行うほか、他の助成団体等との情報の共有化や意見交換を行うなどにより、民間福祉団体のニーズを把握する。

(6) 事業効果の高い優れた事業については、効果的な普及を行う。

優れた助成事業の周知及び効果的な普及を行うため、平成20事業年度において、助成事業説明会や報告会並びに相談会を計3回以上開催する。

助成事業の内容や助成団体並びにその成果物等について、全国的な普及を図るとともに、顧客の利便性に資するため、平成20事業年度において、電子図書館システムを構築し、試行的に運用を開始する。

7 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 20 事業年度
4月1日現在の被共済職員数	673,337 人
退職手当金支給者数	79,558 人
退職手当金支給額	89,592,382 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

(1) 請求書の受付から給付までの平均事務処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。

(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施する全ての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等に

ついて指導する。

また、実務研修会が開催された都道府県においては、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。

(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。

平成19年度より運用を開始した掛金納付対象職員届の電子届出システムについて、利用者アンケート調査を実施し、その結果をシステム改善や操作性向上に反映させ、利用促進を図る。

施設等新設届・申出書について、電子届出システムで作成できる機能の運用を開始する。

請求書・退職届について、二次元バーコードを付加した作成支援システムをホームページに掲載し、運用を開始する。

上記以外の届書について、入力と印刷が可能な電子媒体としてホームページに掲載し、利用者への提供を開始する。

(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。

また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

8 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 20 事業年度
新規加入者数	598 人
新規年金受給者数	2,314 人
保険対象加入者数	89,102 人
年金給付保険金支払対象障害者数	46,381 人
死亡・障害保険金額	8,281,800 千円
年金給付保険金額	11,286,196 千円

(1) 財政状況の検証

平成19年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、加入者等に対しては、ホームページで公表、障害者関係団体(親の会等)に対しては、情報提供を行う。

また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

(2) 扶養保険資金の運用

基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

運用の目標

- ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。
- イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。
- ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。

年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表する。

基本ポートフォリオの基本的考え方

資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	± 8%
国内株式	7.8%	± 5%
外国債券	7.8%	± 5%
外国株式	7.8%	± 5%
短期資産	5.0%	± 4%

基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成20年度中に1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体
 - 資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産
 - 各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。
- ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関
 - 運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。
 - また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。

運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行

わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成21年度（平成20年度決算判明時）から検証を行うための準備を行う。

- ・ 生命保険会社からの提出資料の確定
- ・ 分析手法の検討

（3）事務処理の適切な実施

事務担当者会議を2か所で開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

9 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- （1）WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、提供する情報の質の向上に努める。
- （2）利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を6.8万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。
- （3）国の福祉保健医療施策を支援するため、WAM NET基盤を活用した看護師等養成所報告管理システム等を適切に運用するとともに、機構業務の効率的実施を推進するため、WAM NET基盤を活用した電子届出の拡充を図る。
- （4）現在実施しているバナー広告等による自己収入を確保するとともに、新たな自己収入の増加策については検討のために、市場調査等を行うなど情報の収集を行う。

10 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

年金担保貸付事業

区 分		平成 20 事業年度
		千円
貸付契約額		222,200,000
資金交付額		222,200,000
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	222,200,000 (60,000,000)

労災年金担保貸付事業

区 分		平成 20 事業年度
		千円
貸付契約額		5,500,000
資金交付額		5,500,000
原資	貸付回収金等	5,500,000

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、運営費交付金の廃止及び資金調達方法の変更に伴う影響を貸付金利に適切に反映させる。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、任繰剰余金について早期振込の実施の検討を行う。
また、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、貸付後の返済条件の緩和措置等について検討する。

- (3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、生活に無理のない借入れなどの注意を促すため、ホームページやリーフレット等による広報を行う。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。
- (5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査方法等の検討を行うとともに、借入申込から貸付実行までの事務処理方法の問題点の洗い出しを行う。

1 1 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

(1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

転貸法人等貸付先の財務分析を年 1 回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。

また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。

年金住宅融資等債権について、年 1 回、貸付先についての債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。

転貸債権に係るローン保証会社について、年 1 回、保証履行能力の把握及び分析を行う。

年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。

また、経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に関しては、年金住宅貸付の返済条件の変更措置を講ずることにより、被保険者の生活の安定を支援しつつ、将来にわたる円滑な元利金の返済を確保する。なお、災害等の被災者に係る返済条件変更措置については、ホームページにより周知を図る。

長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期の回収に努める。

転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣し、年 1 回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権

管理に関する指導を適切に行う。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

平成 20 年度は、承継教育資金貸付けあっせん業務については、業務を休止する。

第 4 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

別表 1 のとおり

2 収支計画

別表 2 のとおり

3 資金計画

別表 3 のとおり

第 5 短期借入金の限度額

1 限度額

91,600 百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第 6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舎(兵庫県宝塚市、戸建 3 戸)、川西宿舎(兵庫県川西市、戸建 1 戸)、千里山田宿舎(大阪府吹田市、区分所有建物 2 戸)及び戸塚宿舎(横浜市戸塚区、集合住宅 1 棟)の売却を進める。

第 7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
 - 業務改善にかかる支出のための原資
 - 職員の資質向上のための研修等の財源
- ・長寿・子育て・障害者基金勘定に係る事項
 - 剰余金が生じた年度の翌年度以降の助成の業務の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項
 - 将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 職員の人事に関する計画

(1) 方針

事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。

人事評価結果を活用した人事や更なる給与への反映等の取組を進める。

若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、福祉医療経営指導事業における専門性の高い職員を育成するための研修体系の構築を進める。

平成19年度に導入した教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

平成20年度末の常勤職員数を年度当初の100%以内とする。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、長寿・子育て・障害者基金の助成事業及び前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算
平成20年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付	労災年金担保貸付	承継債権管理回収	承継教育資金貸付け	
収入									
運営費交付金	3,509,989		635,491	135,948					4,281,428
国庫補助金 給付費補助金			26,536,631						26,536,631
利子補給金	9,764,372								9,764,372
福祉医療貸付事業収入 福祉医療貸付金利息	61,491,514								61,491,514
経営指導事業収入	35,035								35,035
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,426								19,426
基金事業運用収入		3,289,892							3,289,892
前中期目標期間繰越積立金取崩収入		621,414							621,414
退職手当共済事業収入			63,445,530						63,445,530
掛金			36,838,408						36,838,408
都道府県補助金			26,597,771						26,597,771
退職手当給付費支払資金戻入			2,884						2,884
給付費支払資金運用等収入			6,467						6,467
心身障害者扶養保険事業収入				34,813,580					34,813,580
保険料収入				10,057,020					10,057,020
保険金				12,881,800					12,881,800
特別給付金				71,655					71,655
弔慰金				158					158
信託運用収入				516,750					516,750
扶養保険資金戻入				11,286,196					11,286,196
年金担保貸付事業収入					4,606,415				4,606,415
年金担保貸付金利息									
労災年金担保貸付事業収入						67,680			67,680
労災年金担保貸付金利息									
承継債権管理回収業務収入							95,529,351		95,529,351
承継債権貸付金利息							95,519,780		95,519,780
手数料収入							9,570		9,570
利息収入	28,165	6,375			22,487		3,689,241		3,746,268
雑収入	66,235	1,899	1,338	389	988	88	2,857		73,794
計	74,914,736	3,919,580	90,618,990	34,949,917	4,629,890	67,768	99,221,449		308,322,331
支出									
福祉医療貸付事業費	69,095,488								69,095,488
支払利息	68,743,459								68,743,459
業務委託費	169,656								169,656
債券発行諸費	182,373								182,373
社会福祉事業振興事業費		3,495,573							3,495,573
退職手当共済事業費			89,982,161						89,982,161
退職手当給付金			89,656,194						89,656,194
退職手当給付費支払資金繰入			325,967						325,967
心身障害者扶養保険事業費				34,813,580					34,813,580
支払保険料				10,057,020					10,057,020
年金給付保険金				11,286,196					11,286,196
弔慰金給付保険金				71,655					71,655
特別弔慰金給付金				158					158
扶養保険資金繰入				13,398,550					13,398,550
年金担保貸付事業費					4,048,828				4,048,828
支払利息					2,187,310				2,187,310
業務委託費					1,743,507				1,743,507
債券発行諸費					118,011				118,011
労災年金担保貸付事業費						31,266			31,266
業務委託費						7,707	4,015,034		4,015,034
業務経費	1,578,129	55,586	358,505	55,942	52,080				6,122,983
福祉医療貸付業務経費	552,157								552,157
経営指導業務経費	86,866								86,866
福祉保健医療情報サービス業務経費	939,106								939,106
社会福祉事業振興業務経費		55,586							55,586
退職手当共済業務経費			358,505						358,505
心身障害者扶養保険業務経費				55,942					55,942
年金担保貸付業務経費					52,080				52,080
労災年金担保貸付業務経費						7,707			7,707
承継債権管理回収業務経費							4,015,034		4,015,034
一般管理費	265,416	44,087	40,239	8,811	35,476	7,028	117,718		518,775
人件費	1,815,305	315,769	238,085	71,584	141,065	17,715	455,705		3,055,228
計	72,754,338	3,911,015	90,618,990	34,949,917	4,277,449	63,716	4,588,457		211,163,882

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画
平成20年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額									計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 共 済 勘 定 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 勘 定	年 金 担 保 勘 定	年 金 担 保 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
費用の部	76,008,734	3,920,682	90,568,895	21,551,875	4,631,569	69,775	4,616,592			201,368,124
經常費用	76,008,734	3,920,682	90,242,730	21,551,875	4,631,569	69,775	4,616,592			201,041,959
福祉医療貸付業務費	72,795,971									72,795,971
借入金利息	65,107,787									65,107,787
債券利息	4,853,326									4,853,326
債券発行諸費	182,373									182,373
業務委託費	170,408									170,408
福祉医療貸付業務経費	546,175									546,175
貸倒引当金繰入	1,935,902									1,935,902
経営指導業務費										
経営指導業務経費	86,375									86,375
福祉保健医療情報サービス業務費										
福祉保健医療情報サービス業務経費	938,748									938,748
社会福祉事業振興業務費		3,550,034								3,550,034
社会福祉事業振興事業費		3,495,573								3,495,573
社会福祉事業振興業務経費		54,461								54,461
退職手当共済業務費			89,949,969							89,949,969
退職手当給付金			89,592,382							89,592,382
退職手当共済業務経費			357,587							357,587
心身障害者扶養保険業務費				21,470,731						21,470,731
支払保険料				10,057,020						10,057,020
給付金				11,358,009						11,358,009
心身障害者扶養保険業務経費				55,701						55,701
年金担保貸付業務費					4,405,604					4,405,604
借入金利息					555,127					555,127
債券利息					1,885,903					1,885,903
債券発行諸費					118,011					118,011
業務委託費					1,779,145					1,779,145
年金担保貸付業務経費					51,599					51,599
貸倒引当金繰入					15,819					15,819
労災年金担保貸付業務費						43,939				43,939
業務委託費						30,947				30,947
労災年金担保貸付業務経費						7,640				7,640
貸倒引当金繰入						5,352				5,352
承継債権管理回収業務費							4,014,755			4,014,755
承継債権管理回収業務経費							117,613			117,613
一般管理費	262,348	43,582	39,826	8,703	35,260	6,998				514,332
減価償却費	119,727	13,195	16,187	1,245	50,547	1,211				233,490
人件費	1,805,563	313,870	236,747	71,195	140,156	17,627	452,848			3,038,006
財務費用										
支払利息				197						197
臨時損失										
退職手当給付費支払資金繰入			325,967							325,967
収益の部	76,008,734	3,965,291	90,632,510	66,574,826	4,749,194	71,064	97,931,314			339,932,935
運営費交付金収益	3,509,989		635,491	135,948						4,281,428
福祉医療貸付事業収入	62,485,424									62,485,424
経営指導事業収入	35,035									35,035
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,426									19,426
基金事業運用収入		3,325,936								3,325,936
退職手当共済事業収入			36,844,875							36,844,875
掛金			36,838,408							36,838,408
給付費支払資金運用等収入			6,467							6,467
心身障害者扶養保険事業収入				24,695,690						24,695,690
受取保険料				10,057,020						10,057,020
保険金				12,953,613						12,953,613
金銭の信託運用益				1,685,057						1,685,057
年金担保貸付事業収入					4,676,776					4,676,776
労災年金担保貸付事業収入						69,950				69,950
承継債権管理回収業務収入							95,203,019			95,203,019
年金住宅資金等貸付金利息							95,193,449			95,193,449
手数料収入							9,570			9,570
補助金等収益	9,764,372		53,134,402							62,898,774
国庫補助金収益			26,536,631							26,536,631
都道府県補助金収益			26,597,771							26,597,771
利子補給金収益	9,764,372									9,764,372
資産見返運営費交付金戻入	109,830		14,857	898	5,600	376	30,992			162,554
財務収益										
受取利息	28,165	6,375			22,487		2,127,939			2,184,966
雑益	56,493				79					56,572
臨時利益			2,884	41,742,290			569,363			42,314,538
貸倒引当金戻入益							569,363			569,363
退職手当給付費支払資金戻入益			2,884							2,884
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				41,742,290						41,742,290
前中期目標期間繰越積立金取崩額		632,980				44,251	738			677,970
総利益	0	44,609	63,615	45,022,951	117,624	1,289	93,314,722			138,564,811

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画
平成20年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額									計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 共 済 勘 定 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	693,161,522	31,938,515	91,000,617	34,976,103	295,231,385	6,195,474	1,066,102,342	74,227	2,218,680,189	
業務活動による支出	407,074,044	5,640,772	90,232,838	21,551,366	227,857,876	5,609,858	680,831,185	74,227	1,438,872,169	
福祉医療貸付事業費	69,095,488								69,095,488	
福祉医療貸付金による支出	333,800,000								333,800,000	
社会福祉事業振興事業費		3,495,573							3,495,573	
退職手当共済事業費			89,592,579						89,592,579	
心身障害者扶養保険事業費				21,415,029					21,415,029	
年金担保貸付事業費					4,048,828				4,048,828	
年金担保貸付金による支出					222,200,000				222,200,000	
労災年金担保貸付事業費						31,266			31,266	
労災年金担保貸付金による支出						5,500,000			5,500,000	
人件費支出	1,815,305	315,769	238,085	71,584	141,065	17,715	455,705	863	3,056,091	
経営指導業務費	86,866								86,866	
その他の業務支出	1,756,679	99,673	398,744	64,753	87,556	14,735	4,192,140	12,830	6,627,111	
国庫納付金の支払額	519,706	1,729,757	3,430		1,380,427	46,142	676,183,340	60,532	679,923,337	
投資活動による支出		24,785,220		13,398,550			326,200,000		364,383,770	
譲渡性預金の預入による支出							326,200,000		326,200,000	
金銭の信託の増加による支出				13,398,550					13,398,550	
有価証券の取得による支出		24,500,000							24,500,000	
財政融資資金預託金の増加による支出		285,220							285,220	
財務活動による支出	284,892,332		63,615		66,765,265				351,721,212	
長期借入金の返済による支出	269,892,332				26,765,265				296,657,597	
短期借入金の返済による支出			63,615						63,615	
債券の償還による支出	15,000,000				40,000,000				55,000,000	
翌年度への繰越金	1,195,146	1,512,523	704,164	26,186	608,243	585,615	59,071,156		63,703,036	
資金収入	693,161,522	31,938,515	91,000,617	34,976,103	295,231,385	6,195,474	1,066,102,342	74,227	2,218,680,189	
業務活動による収入	347,957,411	3,917,969	90,616,106	23,663,721	228,999,276	5,910,375	320,688,449	2,598	1,021,755,906	
福祉医療貸付事業収入	61,491,514								61,491,514	
福祉医療貸付回収金による収入	273,042,675								273,042,675	
経営指導事業収入	35,035								35,035	
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,426								19,426	
基金事業運用収入		3,909,695							3,909,695	
退職手当共済事業収入			36,844,875						36,844,875	
心身障害者扶養保険事業収入				23,527,384					23,527,384	
年金担保貸付事業収入					4,606,415				4,606,415	
年金担保貸付回収金による収入					224,369,386				224,369,386	
労災年金担保貸付事業収入						67,680			67,680	
労災年金担保貸付回収金による収入						5,842,607			5,842,607	
承継債権管理回収業務収入							95,529,351		95,529,351	
承継融資業務収入							221,467,000		221,467,000	
承継教育資金貸付けあっせん業務収入								1,345	1,345	
運営費交付金収入	3,509,989		635,491	135,948					4,281,428	
補助金等収入	9,764,372		53,134,402						62,898,774	
その他の業務収入	94,400	8,274	1,338	389	23,475	88	3,692,098	1,252	3,821,315	
投資活動による収入		24,824,970		11,286,196			634,700,000		670,811,166	
譲渡性預金の払出による収入							634,700,000		634,700,000	
金銭の信託の減少による収入									11,286,196	
有価証券の償還による収入		23,500,000							23,500,000	
財政融資資金預託金の減少による収入		1,324,970							1,324,970	
財務活動による収入	343,800,000				66,100,000				409,900,000	
長期借入れによる収入	300,800,000				6,100,000				306,900,000	
債券の発行による収入	43,000,000				60,000,000				103,000,000	
前年度よりの繰越金	1,404,111	3,195,576	384,511	26,186	132,109	285,099	110,713,892	71,629	116,213,116	

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。